

厚生年金保険法等の改正に関するFAQの追加

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

- 7/26～8/5に開催された「平成25年度企業年金制度改正ブロック説明会」¹を受けて寄せられた質問に対するFAQ（追補版その2）が、厚生労働省ホームページ上に公開された。

[公開資料](#)

¹ 年金ニュース No. 340 ご参照

FAQで判明した内容(主なもの)

項目	内容(厚生労働省の現時点の考え方)	該当箇所
非継続基準に抵触した場合の追加拠出の計算方法	改正法施行5年後以降においても、積立比率に応じた方法による特例掛金の拠出のほか、積立水準を計画的に回復する方法による特例掛金の拠出を実施可能とすることを検討中(回復計画の復活)	FAQ-402
給付減額時のプラスアルファ水準の下限引上げ	プラスアルファ水準の下限を3割に引上げる措置は、現時点で給付減額の手続きを進めている基金を除き、存続を目指す基金については改正法施行日以降実施することを検討中	FAQ-412
改正法施行5年後以降の存続基金に対する解散命令	解散命令を受けた時点で解散となり、解散命令後の代行返上は不可	FAQ-415
解散・代行返上方針の基金に係る平成25年3月31日を基準日とする財政検証の取扱い	基本的には現行財政運営基準に従った取扱いを予定 平成26年4月に解散計画又は代行返上計画を提出した基金については、当該計画に基づく財政運営に切り替えることを検討中	FAQ-394 409

項目	内容	該当箇所
解散計画・代行返上計画	<p>改正法施行後5年以内に解散又は代行返上を行うのであれば、計画の策定期間は基金が自主的に決定できる予定</p> <p>改正法施行後5年以内に解散又は代行返上を行うのであれば、必要な積立目標も基金が自主的に設定する方向で検討中</p> <p>策定時に代議員会の議決は必要とする予定</p>	FAQ- 398 399 419
代行返上計画	<p>計画の策定に際しては、事業主・加入員等の同意要件は設けない予定</p> <p>代行返上計画を提出した後、改正法施行後5年以内にそれを取り下げ、基金を存続することは可能とする方向で検討中</p>	FAQ- 405 407
最低責任準備金の前納	複数回行うことが可能	FAQ-334
最低責任準備金の算定方法の選択時期	改正法施行後5年以内に代行返上・解散する場合の最低責任準備金の算定方法(8通り)については、原則として解散認可申請時点までに各基金が決定する	FAQ-337
特例解散(分割納付)	<p>分割納付額を資金繰りに合わせて変更できるような柔軟な対応ができるように検討中</p> <p>申請当初から10年を超える分割納付期間を設定することは認めない。納付計画策定時は納付期間は5年以内(やむを得ない理由があるときは10年以内)とし、その後やむを得ない理由があるときは15年(認定を受けていれば30年)まで延長可能</p>	FAQ- 349 350
DBへの制度移行に伴う残余財産移換	現物での移換可能(流動性の低い運用資産など)	FAQ-362
改正法施行に際しての掛金引上げの猶予措置	掛金引上げの猶予措置を行う予定は無し	FAQ-390
連合会移換者に係る基金規約の取扱い	改正法施行後は、基本部分を連合会へ移換できなくなるため、基金規約に定める連合会移換者について変更が必要	FAQ-435
連合会の支払保証事業	<p>連合会に「支払保証事業のあり方に関する検討会」を設置し、今後の取扱いについて検討する</p> <p>平成25年度に係る支払保証事業の拠出金は徴収しないことを連合会の理事会・評議員会で決定</p>	FAQ- 448・449

